

### 警報発表時等の生徒登下校

- ・ **伊丹市、尼崎市、宝塚市、川西市、西宮市のいずれか**に下記のいずれかの警報が発表されている場合は、以下①～③の段階に応じて、自宅待機とする。
  - ・ **居住地の市町、または通学途中の市町**にいずれかの警報が発表されている場合は、以下①～③の段階に応じて、**その地域に在住の生徒**は自宅待機とし、他の生徒は登校する。
- ① **午前7時現在、警報が発表**されている場合は**自宅待機**とし、**午前10時現在、警報が解除**されている場合は、**5限の授業**より行う。
  - ② **午前10時現在、警報が発表**されている場合は**自宅待機**とし、**正午現在、警報が解除**されている場合は、**9限の授業**より行う。
  - ③ **正午現在、警報が発表**されている場合又は**正午を過ぎて警報が発表**された場合は、**臨時休業**とする。

#### 対象となる警報

大雨特別警報、大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、  
大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風警報、暴風雪警報

※警報発表等により、定期考査が実施できなかった場合は、その日数等に応じ、実施できなかった考査を、当該定期考査最終日の翌日及びそれ以降の連続する（土曜日、日曜日及び国民の休日を除く）同限に実施する。

※その他、非常災害時の取扱については、その都度定めるものとする。

※また、登校後に特別警報、警報が発表された場合、天候の推移や交通機関、通学路の状況に応じて下校または学校待機を指示する。